

国文祭・芸文祭みやざき2020 郷土料理アレンジレシピコンテスト実施
業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

国民文化祭・全国障害者芸術文化祭（以下「国文祭・芸文祭」という。）のフォーカスプログラム「宮崎の食文化」の事業の一環として地域の郷土料理アレンジレシピコンテスト実施業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

みやざき郷土料理アレンジレシピコンテスト実施業務

3 業務の内容

「業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める

4 委託期間

契約締結時から令和3年11月19日（金）まで

5 委託の上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 委託料の支払

委託先事業者と協議の上決定する。

7 委託先の選定

企画提案競技を実施し書類審査の上、委託先を選定する。

8 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とし、その旨の「誓約書」を提出すること。なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、営業種目が「広告・宣伝」である者。又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 県税に未納がない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居

- 住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (9) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

9 企画提案競技実施の方法
県庁ホームページにより告知

10 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 公告 | 令和3年4月12日(月) |
| (2) 事前説明会 | 令和3年4月20日(火) |
| (3) 質問受付締切 | 令和3年4月28日(水)午後5時まで |
| (4) 参加申込締切 | 令和3年4月30日(金)午後5時まで |
| (5) 企画提案書提出締切 | 令和3年5月12日(水)午後5時まで |
| (6) 結果通知 | 令和3年5月中旬 |
| (7) 委託契約締結予定日 | 令和3年5月下旬 |

11 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

ア 日 時 令和3年4月20日(火)午後2時から(1時間程度)

イ 場 所 宮崎県庁附属棟306会議室

ウ 参加申込 事前説明会参加申込書(別紙1)電子メール又は持参にて提出すること。
※説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

(2) 質問受付

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、質問書(別紙4)を電子メール又は持参により令和3年4月28日(水)午後5時まで受け付ける。

軽微なものを除き、質問に関する回答は一括してとりまとめの上、事前説明会及び企画提案競技参加者全員に電子メールにて連絡する。(質問者名は公表しない。)

(3) 企画提案競技への申込

企画提案競技参加申込書(別紙2)を電子メール又は持参により令和3年4月30日(金)午後5時まで受け付ける。

(4) 企画提案書の提出

ア 各社の提案は、1社(1連合体)1案とする。

イ 提出物

(ア) 企画提案書(様式任意サイズはA4又はA3)【原本1部、コピー4部】

- ・業務実施方針
- ・業務フロー図
- ・実施計画案

(イ) 会社概要(様式任意) 1部

(ロ) 類似業務受注実績(様式任意) 1部

(ハ) 委託業務実施体制(様式任意) 1部

(ニ) 見積書(様式任意)【原本1部 コピー4部】

- ・宛先は「第35回国民文化祭宮崎県実行委員会 第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 会長 河野 俊嗣」とすること

- ・経費区分は仕様書の「5 業務委託の内容」に沿った形で見積を作成すること
- ・「単価」と「数量」を具体的に記載すること

(カ) 企画提案競技の参加に関する誓約事項（別紙3） 1部

ウ 提出先

下記17を参照

エ 提出期限

令和3年5月12日（水）午後5時まで（必着）

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

カ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

12 審査方法・基準

企画提案競技方式とし、次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

(1) 審査方法

提出された企画提案書及び見積書をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。

(2) 審査基準

- ア 業務実施方針が本事業の趣旨を理解した内容であるか
- イ 企画提案内容が本県の食文化を魅力的に発信できる提案となっているか
- ウ 企画提案内容が幅広い年代の参加者を見込める工夫がなされているか
- エ 当該業務を円滑に遂行できる業務受託体制、業務実施計画であるか
- オ 提案内容に応じた妥当な見積積算であるか
- カ 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか

13 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

14 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

15 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

16 その他

(1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会に帰属するものとする。

(2) 提出された資料は返却しない。

(3) 企画提案競技の参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(4) 採用された企画提案は、協議の上、変更する場合がある。

17 書類の提出及び問合せ先

住所：〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1（宮崎県庁附属棟2階）

担当：第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局
（宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課 県事業担当 内田）

電話：0985-26-7413

ファックス：0985-26-7414

電子メール：kokubunsai-geibunsai@pref.miyazaki.lg.jp